

令和六年
十月

大分県報目録

（第五四七号から第五五五号まで）

番号	件名	発行日	県報番号
〇条 例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正	二	号外（六三）
三七	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	〃	〃
三八	大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
〇規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正	二	号外（六四）
五五	大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正	〃	〃
五六	大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正	〃	号外（六五）
〇公安委規則			
一〇	大分県道路交通法施行細則の一部改正	二九	五五五
〇告示			
四五二	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可申請	一	五四七
四五二	臨時種畜検査の実施	〃	〃
四五三	土地改良区の定款変更認可	〃	〃
四五四	森林病害虫等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項	〃	〃
四五五	建築基準法による道路位置の指定	四	五四八
四五六	〃	〃	〃
四五七	生活保護法等による医療機関の指定	八	五四九
四五八	土地改良区の定款変更認可	〃	〃
四五九	道路区域の変更	〃	〃
四六〇	道路の供用開始	〃	〃
四六一	〃	〃	〃
四六二	公有水面埋立工事のしゅん功認可	〃	〃
四六三	〃	〃	〃
四六四	生活保護法等による医療機関の指定	一一	五五〇
四六五	生活保護法等による指定医療機関の名称変更	〃	〃
四六六	生活保護法等による指定医療機関の廃止	〃	〃
四六七	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び変更の許可申請	〃	〃
四六八	指定予定保安林	〃	〃
四六九	付保義務の発生	〃	〃
四七〇	道路区域の変更	〃	〃
四七一	〃	〃	〃

四七二	県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	一五	五五一	二七	関する告示の一部改正 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	四	五四八
四七三	区画漁業の免許	〃	〃	二八	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日	一一	号外（六六）
四七四	道路区域の変更	〃	〃	二九	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等	〃	〃
四七五	〃	〃	〃	三〇	衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一五	号外（六七）
四七六	くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止	一七	号外（七〇）	三一	衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	〃	〃
四七七	身体障害者福祉法による医師の指定	一八	五五二	三二	最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式	〃	〃
四七八	道路の供用開始	〃	〃	三三	衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	〃	〃
四七九	公有水面埋立ての免許	〃	〃	三四	衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	〃	〃
四八〇	令和六年度臨時種畜検査に合格した種畜	二二	五五三	三五	衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式	〃	〃
四八一	〃	〃	〃	三六	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	〃	〃
～	道路区域の変更（三件）	〃	〃	三七	衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	〃	〃
四八三	〃	〃	〃	三八	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	〃	〃
四八四	生活保護法等による医療機関の指定	二五	五五四	三九	衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	〃	〃
四八五	青少年に有害な興行の指定	二九	五五五	四〇	衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙	〃	〃
四八六	令和六年度定期種畜検査に合格した種畜	〃	〃				
四八七	地籍調査の成果の認証	〃	〃				
四八八	特例休猟区の指定	〃	〃				
四八九	鳥獣保護区の更新	〃	〃				
四九〇	鳥獣保護区特別保護地区の指定	〃	〃				
四九一	特定猟具（銃）使用禁止区域の指定	〃	〃				
四九二	道路区域の変更	〃	〃				
四九三	道路の供用開始	〃	〃				
四九四	急傾斜地崩壊危険区域の指定	〃	〃				
二六	病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に	一	五四七				

○選 管 委 告 示

四一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	〃	〃	五五	衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称	〃	〃	三〇	号外(七三)
四二	衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	〃	〃	第一区一	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	〃	〃	一五	号外(六八)
四三	衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃	第二区一	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	〃	〃	〃	〃
四四	衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定	〃	〃	第三区一	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	〃	〃	〃	〃
四五	衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	〃	〃	第一区二	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時	〃	〃	〃	〃
四六	最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任	〃	〃	第二区二	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時	〃	〃	〃	〃
四七	最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時	〃	〃	第三区二	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時	〃	〃	〃	〃
四八	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃	第一区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃
四九	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃	第二区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃
五〇	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができない基幹放送事業者及び放送回数	〃	〃	第三区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃
五一	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃	第二区二	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃
五二	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	〃	〃	第一区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出	〃	〃	一五	号外(六九)
五三	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	〃	〃	第二区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃
五四	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時	〃	〃	第三区三	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出	〃	〃	〃	〃

○選挙長告示

○選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の
選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときの
くじを行う場所及び日時 一五 号外（六八）

○公安委告示

一〇一 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自
動車の停車又は駐車に関する合意 四 五四八

○訓令 甲

二四 大分県職員服務規程の一部改正 二二 五五三

○警察本部訓令

二四 警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決
裁規程の一部改正 一 五四七

二五 大分県警察公印管理規程の一部改正 一五 五五一

二六 大分県警察職員身分証明書規程の廃止 〃 〃

二七 大分県警察における鑑識技能検定に関する規程の一部改
正 一八 五五二

二八 大分県警察財務総合システム関係文書管理規程の一部改
正 二二 五五三

二九 地域警察運営細則の一部改正 〃 〃

三〇 大分県警察職員の人事記録に関する規程の一部改正 二九 五五五

○公告

所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示 一 五四七

令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施

開発行為の完了（三件）

競争入札参加者の資格に関する公示

一般競争入札の実施

落札者等の公示

開発行為の完了

公立大学法人大分県立看護科学大学令和五事業年度財務
諸表

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学令和五事業年度
財務諸表

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）

一般競争入札の実施（二件）

県営土地改良事業の工事の完了

落札者等の公示

○正誤

令和六年六月二十八日付け大分県報号外に登載の大分県
告示第三百三十五号（海区漁場計画の変更）中の訂正

令和六年九月十八日付け大分県報号外（六一）に登載の
大分県告示第四百四十三号（国土利用計画法施行令によ
る基準地の単位面積当たりの標準価格）中の訂正

〃 〃

四 五四八

〃 〃

〃 〃

一五 五五一

〃 〃

二二 号外（七二）

〃 号外（七二）

二五 五五四

〃 〃

二九 五五五

〃 〃

一 号外（六一）

二九 五五五